

協会けんぽの財政問題への対応について

平成24年11月7日

厚生労働省保険局

協会けんぽの財政再建の措置（平成22年度～24年度）

○ 協会けんぽは、平成22年改正の健康保険法で、平成22年7月から24年度までの間、後期高齢者支援金の総報酬割（3分の1）と併せて、**国庫補助率の引上げ（13%→16.4%）**の措置が講じられている。

（※）リーマンショック後の景気悪化による保険料収入の激減により、平成21年度に4900億円の収支赤字を計上し、積立金を取り崩しても3200億円の負債が生じたため、平成22年に健康保険法を改正して、財政再建の措置を講じた。

（※）平成4年に法律附則で「当分の間、本則中「16.4%から20%までの範囲内において政令で定める割合」とあるのは「13%」とする」と定め、それまで16.4%であった補助を13%に引き下げた。

◇協会けんぽの財政再建の措置（平成22年7月～24年度）

①国庫補助率の引上げ：13%→16.4%（平成24年度予算ベースで+2000億円）

②後期高齢者支援金の3分の1に総報酬割を導入（平成24年度予算ベースで▲1000億円）

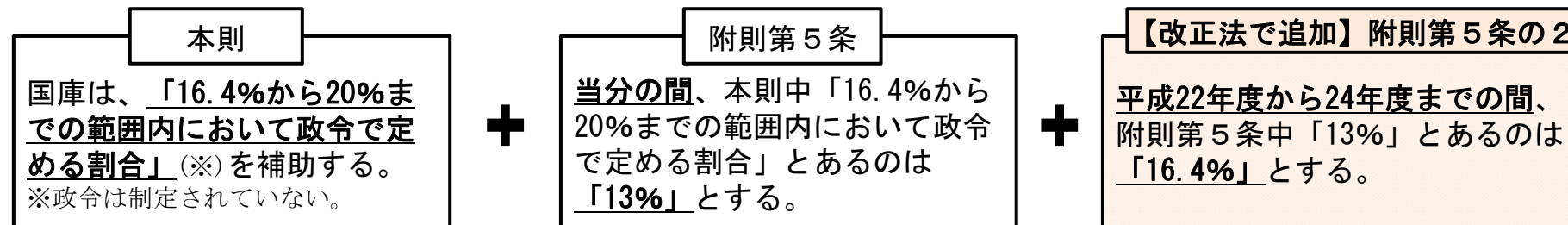
③単年度収支均衡原則の緩和（21年度末の累積債務3200億円を3年間で解消）

（参考）協会けんぽの保険料率：8.2%（21年度）→9.34%（22年度）→9.5%（23年度）→10.0%（24年度）

（1.8%分の引き上げ＝約1兆3000億円）

○ 平成22年健保法改正法の附則（検討規定）では、国庫補助率を、①「当分の間13%」とする規定と、②「3年間16.4%」とする規定の両方について、24年度までの間に検討し、所要の措置を講じるとされている。

（※）24年度中に法律上の手当てを行わない場合、25年4月以降、国庫補助率が13%に戻るとともに、後期高齢者支援金もすべて加入者割となる。**措置が終了した場合、保険料率がさらに全国平均で0.4%程度上がる影響がある。**



平成22年改正健保法附則第2条：検討規定

政府は、附則第5条及び第5条の2の規定について、協会けんぽの財政状況、高齢者の医療に要する費用の負担の在り方についての検討状況、国の財政状況その他の社会経済情勢の変化等を勘案し、24年度までの間に検討を行い、必要があると認めるときは、所要の措置を講じる。

協会けんぽに対する前回の措置の内容について

	具体的内容
国庫補助率	13.0%→16.4% (※)平成4年に法律附則で「当分の間、本則中「16.4%から20%までの範囲内において政令で定める割合」とあるのは「13%とする」と定め、それまで16.4%であった補助を13%に引き下げた。
後期高齢者支援金の負担方法	加入者割→総報酬割3分の1
措置の期間	3年間
短期借入金の償還の特例	1年間→3年間
5年間の収支見通しの特例	5年間の収支見通しに代えて、特例期間中のみ の見通しを作成すること。

短期借入金の償還期間の特例・5年間の収支見通しの特例について

<短期借入金の償還期間の特例について>

- 協会けんぽが短期借入金をした場合、原則として、1の事業年度で償還を行わなければならないこととしている。これに伴い、保険料率の算定も1事業年度での償還を前提として行う必要があることとなる。
- しかしながら、平成22年度から平成24年度までの間は、特例的に、協会けんぽの負債は3年間で償還することとしている。このため、保険料率を算定する際も、特例的に、3年間のうち当該年度で予定する償還額を算定対象とする旨の規定を置いている。

<5年間の収支見通しの特例について>

- 併せて、特例期間中は、財政再建の進捗状況を適切にフォローする必要がある。このため、特例期間中は、5年間の収支見通しに代えて、平成24年度までの特例期間の収支見通しを毎年度作成し、公表する特例措置を設けている。

短期借入金の償還期間の特例について（参照条文）

■健康保険法 （借入金）

第七条の三十一 協会は、その業務に要する費用に充てるため必要な場合において、厚生労働大臣の認可を受けて、短期借入金をすることができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、厚生労働大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。
（保険料率）

第一百六十条 （略）

2 （略）

3 （略）

一・二 （略）

三 保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第一百五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。）並びに健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第一百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

4 （略）

5 協会は、二年ごとに、翌事業年度以降の五年間についての協会が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額（各事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率の水準を含む。）その他の健康保険事業の収支の見通しを作成し、公表するものとする。

6～17 （略）

■健康保険法附則第8条の4の規定による読替え後の健康保険法第160条 （保険料率）

第一百六十条 （略）

2 （略）

3 （略）

一・二 （略）

三 保健事業及び福祉事業に要する費用の額（第一百五十四条の二の規定による国庫補助の額を除く。）、健康保険事業の事務の執行に要する費用及び次条の規定による準備金の積立ての予定額（第一百五十一条の規定による国庫負担金の額を除く。）並びに第七条の三十一の規定による短期借入金の償還に要する費用の額に充てるものとして政令で定める額のうち当該支部被保険者が分担すべき額として協会が定める額

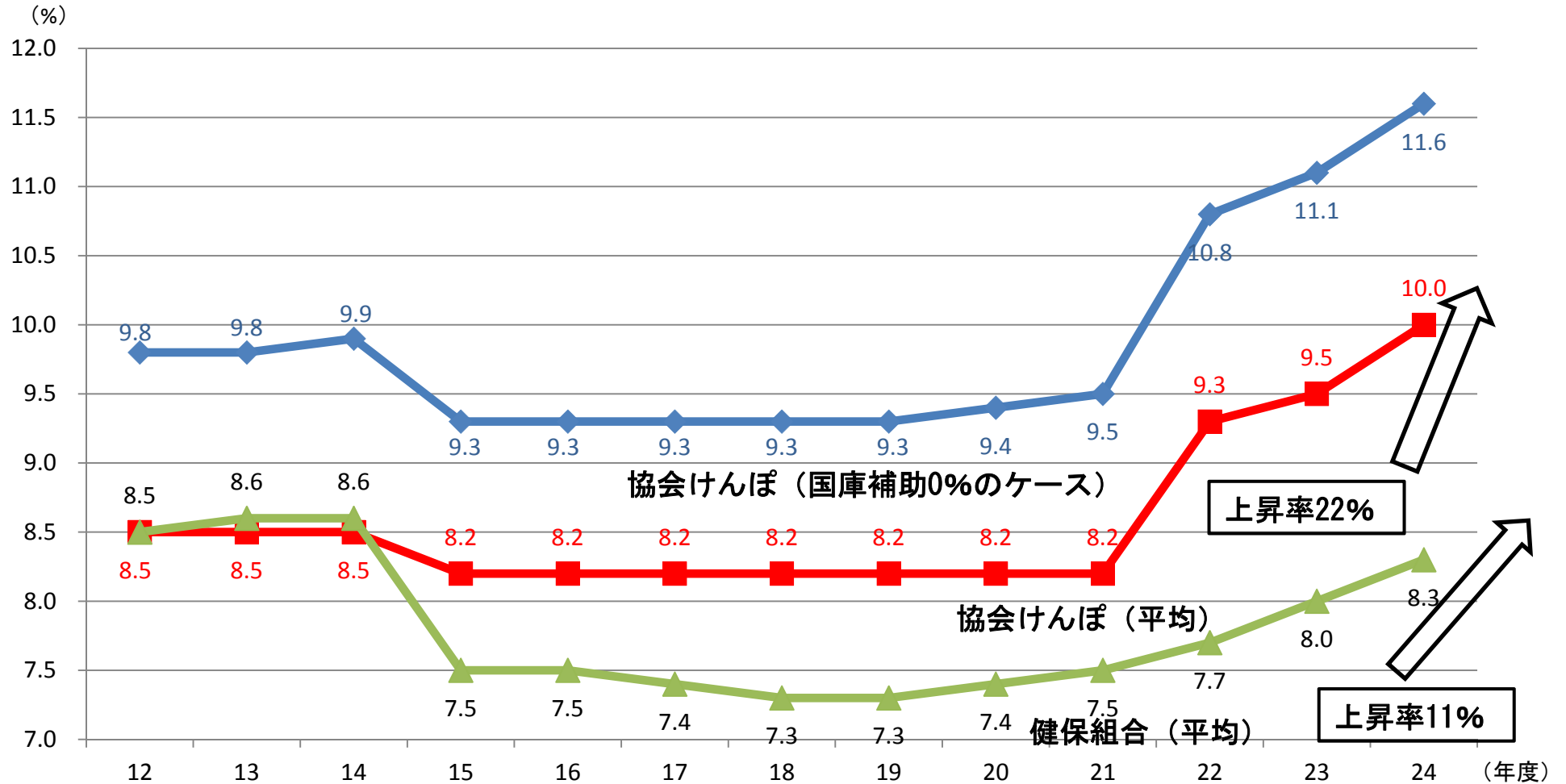
4 （略）

5 協会は、平成二十二年度から平成二十四年度までの間、毎事業年度の開始前に（平成二十二年度にあつては、当該年度開始後速やかに）、当該事業年度から平成二十四年度までの間（当該事業年度が平成二十四年度の場合にあつては、当該事業年度）についての協会が管掌する健康保険の被保険者数及び総報酬額の見通し並びに保険給付に要する費用の額、保険料の額（各事業年度において財政の均衡を保つことができる保険料率の水準を含む。）その他の健康保険事業の収支の見通しを作成し、公表するものとする。

6～17 （略）

協会けんぽと健保組合の保険料率の推移

- 近年、協会けんぽ、健保組合ともに保険料率を引き上げている。協会けんぽの引き上げ率の方がより大きい。
- 協会けんぽへの国庫補助により、一定程度格差が縮小されている。

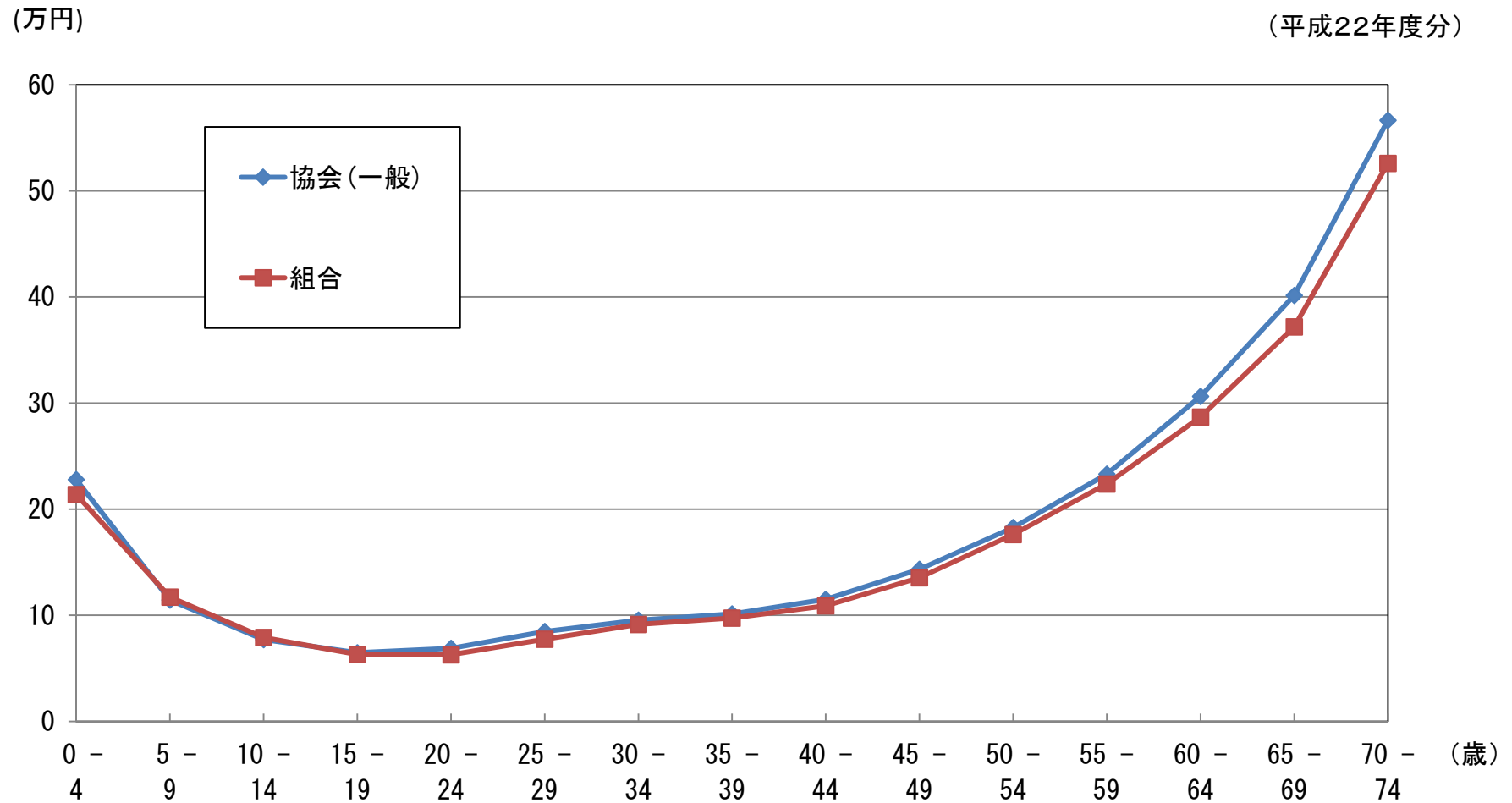


(※1) 平成15年度に保険料率が下がっているのは、総報酬制（賞与にも月収と同じ保険料率を賦課）の導入によるもの。

(※2) 健康保険組合の保険料率（調整保険料率含む）は、「組合決算概況報告」「23年度健保組合決算見込」、「24年度健康保険組合の予算早期集計」による。

年齢階級別一人当たり医療費

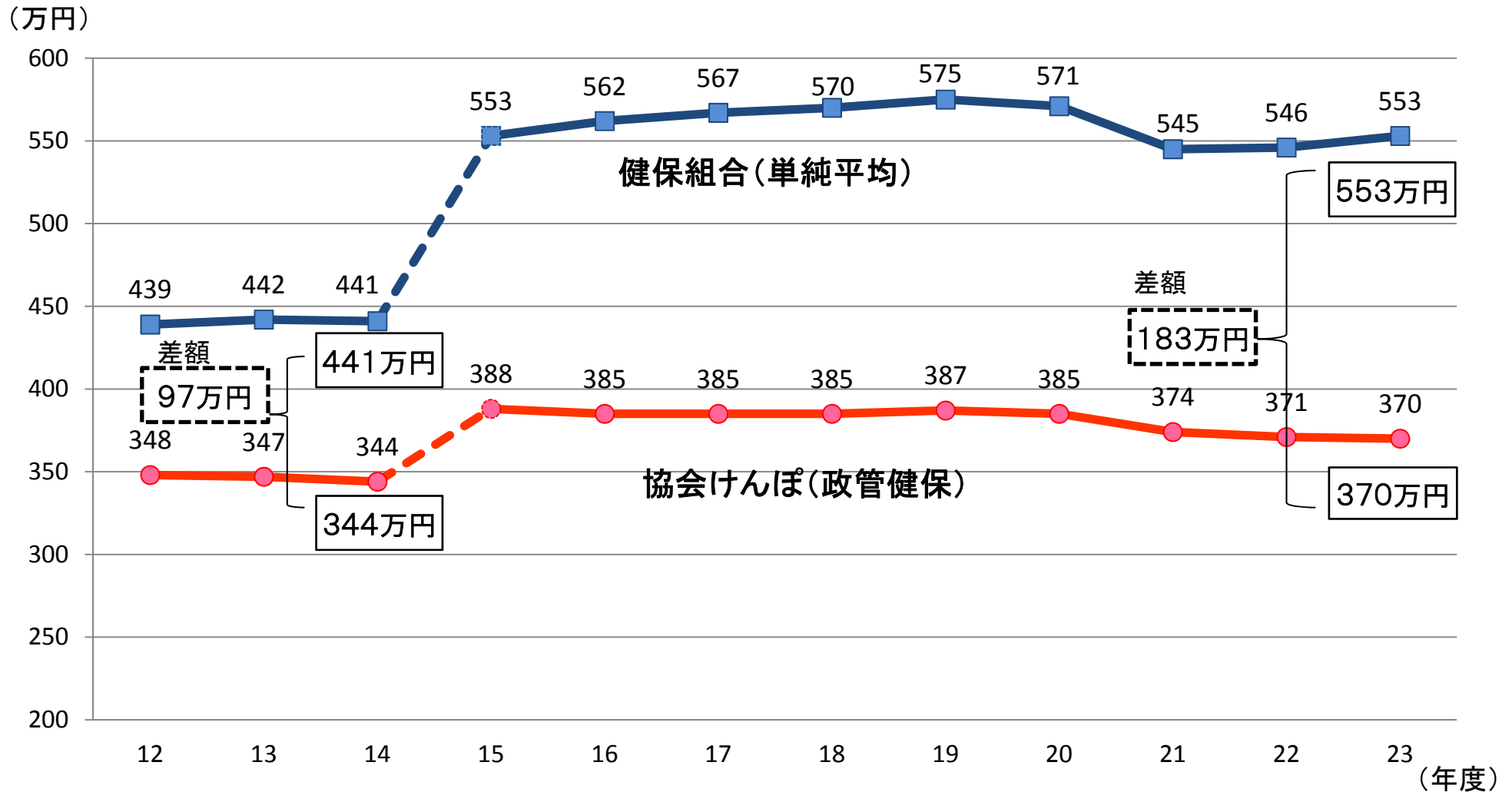
○ 協会けんぽと健保組合との間で、一人当たり医療費の差は大きくない。



(注) 1人当たり医療費は、診療費(入院、入院外、歯科)、調剤及び食事・生活療養に係る分である。

協会けんぽと健保組合の報酬水準の推移

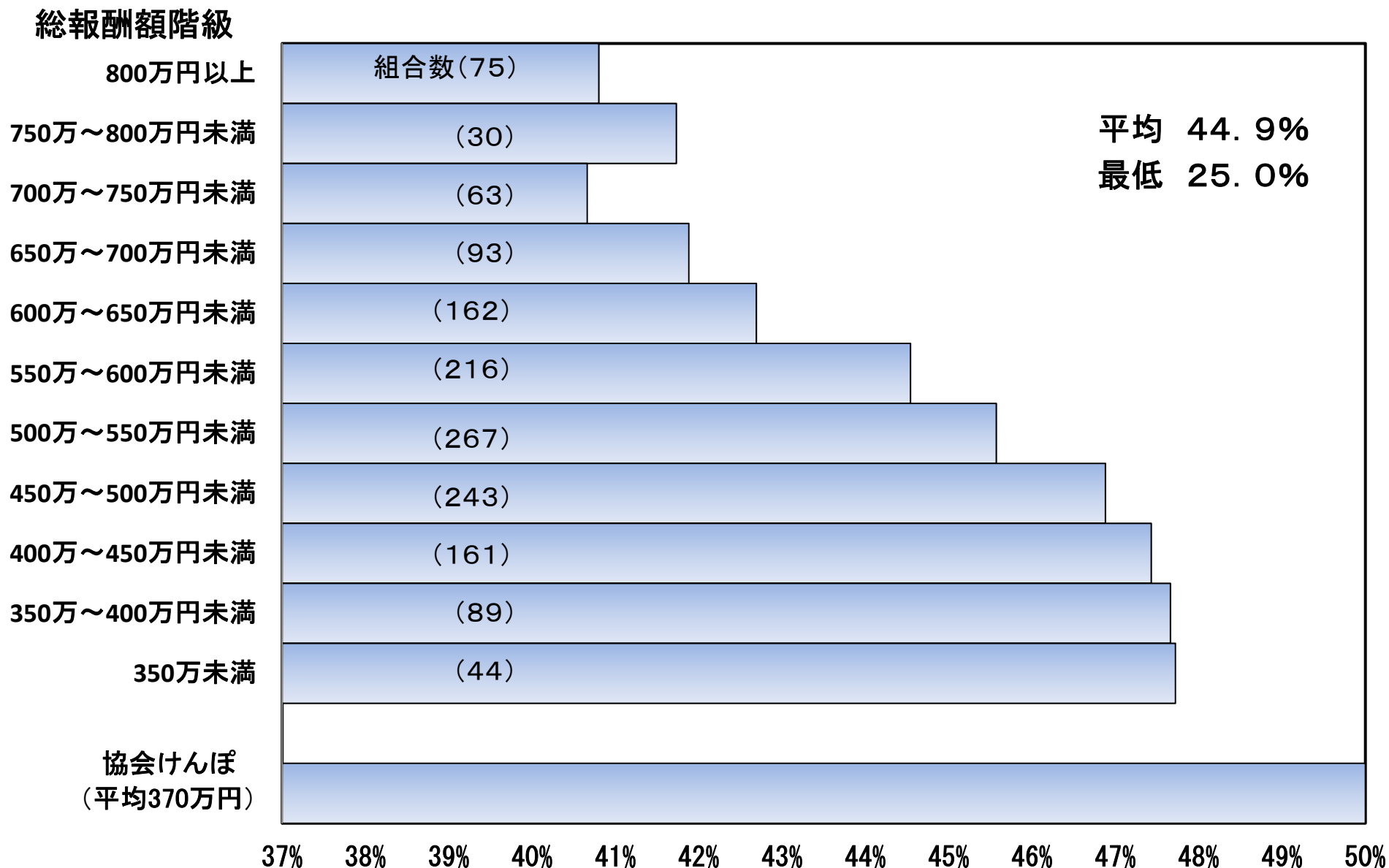
○ 平成15年度より総報酬制へ移行してから、保険料の基礎となる報酬水準の格差が拡大。



注1：健康保険組合は平成22年度までは決算、平成23年度は決算見込。

注2：平成元～14年度は、被保険者1人当たり標準報酬月額を単純に12倍。15年度以降は、賞与を含む被保険者1人当たり標準報酬総額。

保険料を100とした場合の被用者保険の本人の負担割合（階級ごとの平均）



(注) 保険料率には調整保険料率を含まない(平成23年度決算見込)。

被用者保険の準備金等について

- 協会けんぽの準備金は必要とされる法定準備金を常に下回っている一方、健保組合の法定準備金は大幅に上回っている。

<準備金等残高の推移>

	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末	平成23年度末
協会けんぽ (必要とされる 法定準備金)	1,539億円 (一)	△3,179億円 (5,752億円)	△638億円 (5,784億円)	1,951億円 (5,855億円)
健保組合 (うち法定準備金)	4兆2,155億円 (1兆6,261億円)	3兆8,809億円 (1兆6,467億円)	3兆5,751億円 (1兆6,854億円)	3兆3,745億円 (1兆7,659億円)

- (参考) ○ 協会けんぽの加入者数 : 約3,485万人 (平成23年度末)
 ○ 健康保険組合の加入者数 : 約2,961万人 (平成23年度末)
 ○ 法令の規定により、
 ・ 協会けんぽは医療給付費相当分及び後期高齢者支援金等拠出金相当分の1か月分、
 ・ 健保組合は医療給付費相当分及び後期高齢者支援金等拠出金相当分給付費の3か月分の準備金を積み立てなければならないとされている (表の括弧内は、協会けんぽと健保組合それぞれの法定準備金の額)。

準備金について

1. 健康保険法及び健康保険法施行令において、協会けんぽは、毎事業年度末において、その年度と直前2事業年度内に行った保険給付費及び後期高齢者支援金等の平均の1か月分に相当する額に達するまでは、その年度の剰余金を準備金として積み立てなければならないとされている。

健康保険法

(準備金)

第六十条の二 保険者は、政令で定めるところにより、健康保険事業に要する費用の支出に備えるため、毎事業年度末において、準備金を積み立てなければならない。

健康保険法施行令

(指定の要件)

第二十九条 法第二十八条第一項の政令で定める要件は、(中略)一の年度における健康保険組合の保険給付に要した費用の額(前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額(高齢者の医療の確保に関する法律の規定による前期高齢者交付金(第六十五条第一項第一号イ及び第六十七条第三項において「前期高齢者交付金」という。)がある場合には、これを控除した額)を含む。以下この条及び第四十六条において同じ。)(中略)を下回ったものとする。

(準備金の積立て)

第四十六条 協会は、毎事業年度末において、当該事業年度及びその直前の二事業年度内において行った保険給付(※)に要した費用の額(法第一百五十三条及び第一百五十四条の規定による国庫補助の額を除く。)の一事業年度当たりの平均額の十二分の一に相当する額に達するまでは、当該事業年度の剰余金の額を準備金として積み立てなければならない。

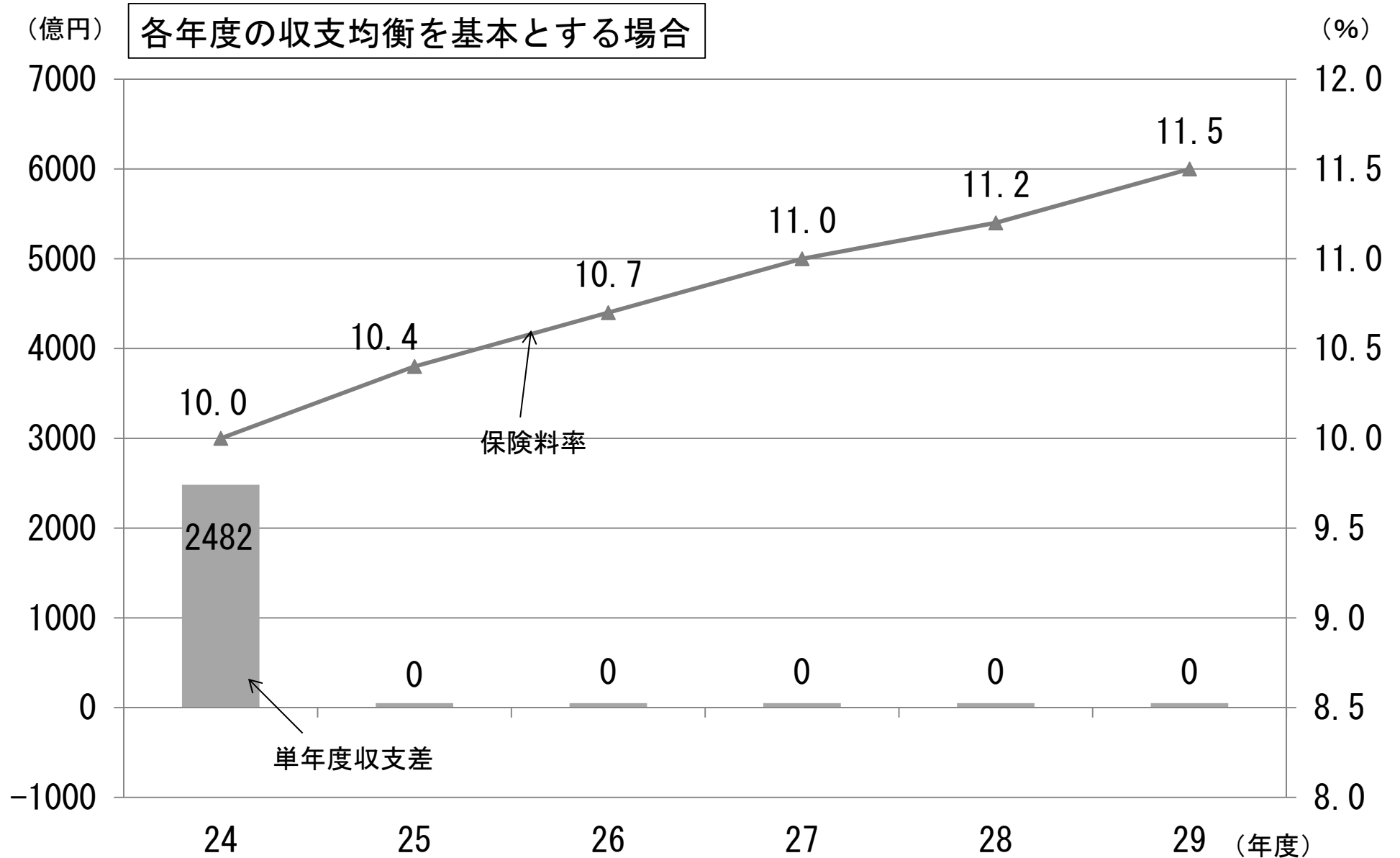
※ 保険給付に要した費用の額は、健康保険法施行令第29条において「前期高齢者納付金等、後期高齢者支援金等及び日雇拋出金並びに介護納付金の納付に要した費用の額を含む。」とされている。

2. インフルエンザの流行など予測し得ない事態に備えるという準備金の性質を踏まえると、準備金が保険給付費及び後期高齢者支援金等の1か月分未満である場合においては、準備金を取り崩すことはできないと解釈している。

6つのケース（議論用の一例）

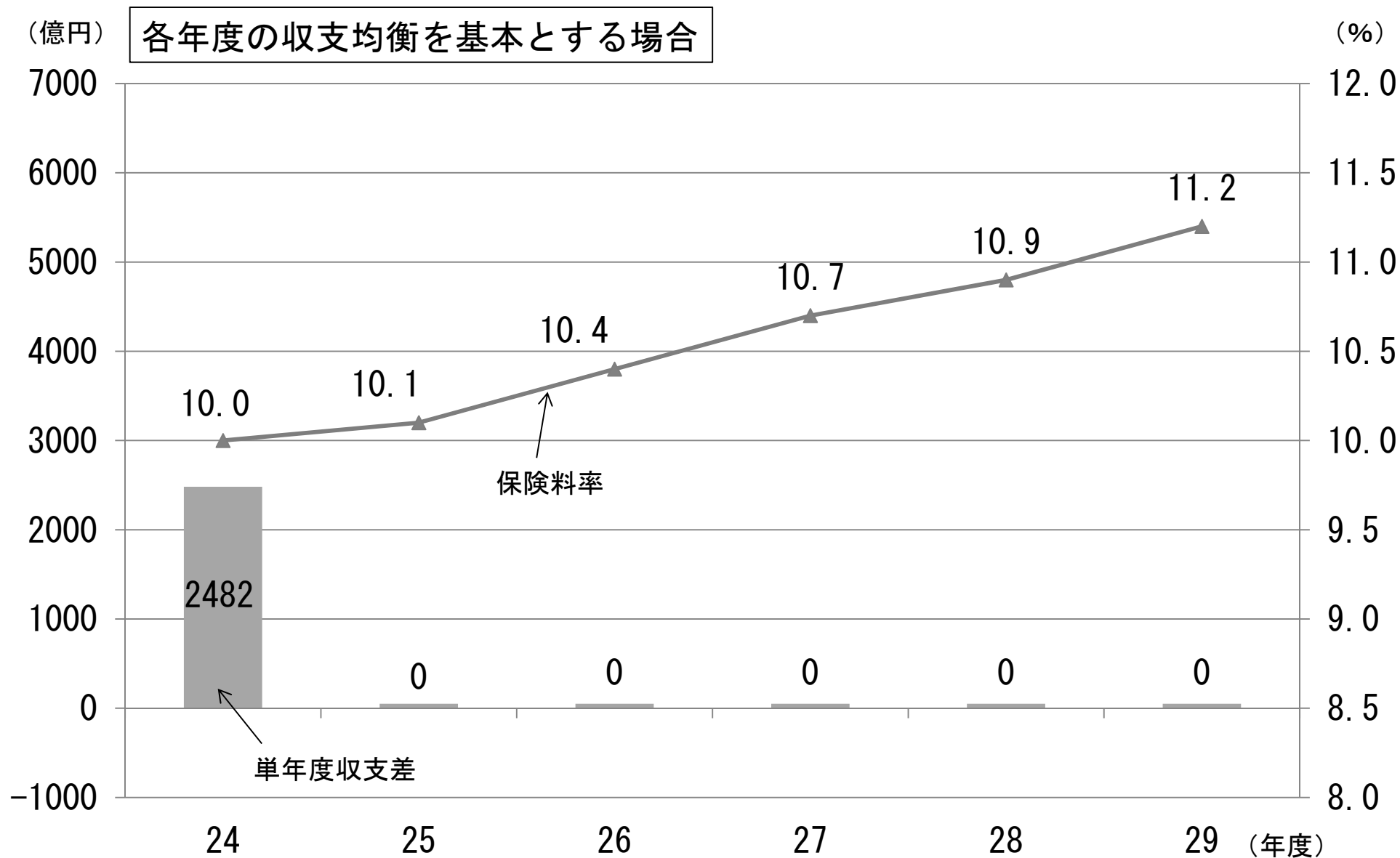
- 議論の円滑化を図るため、準備金を維持する場合、取り崩す場合のそれぞれについて、①国庫補助率13%、加入者割、②国庫補助率16.4%、1/3総報酬割、③国庫補助率20%、全面総報酬割の各ケースにおける保険料率の推移をグラフにした。
- ※1 グラフの前提となる各年度の保険収入、保険給付費、後期高齢者支援金等の各前提条件は、協会けんぽが11月2日に発表したものと同一である。
- ※2 なお、賃金上昇率については、協会けんぽが設定した3つの前提のうち、「0%で一定」のみを掲げた。

協会けんぽの平成25年度～29年度の見通し (国庫補助率13%・加入者割)



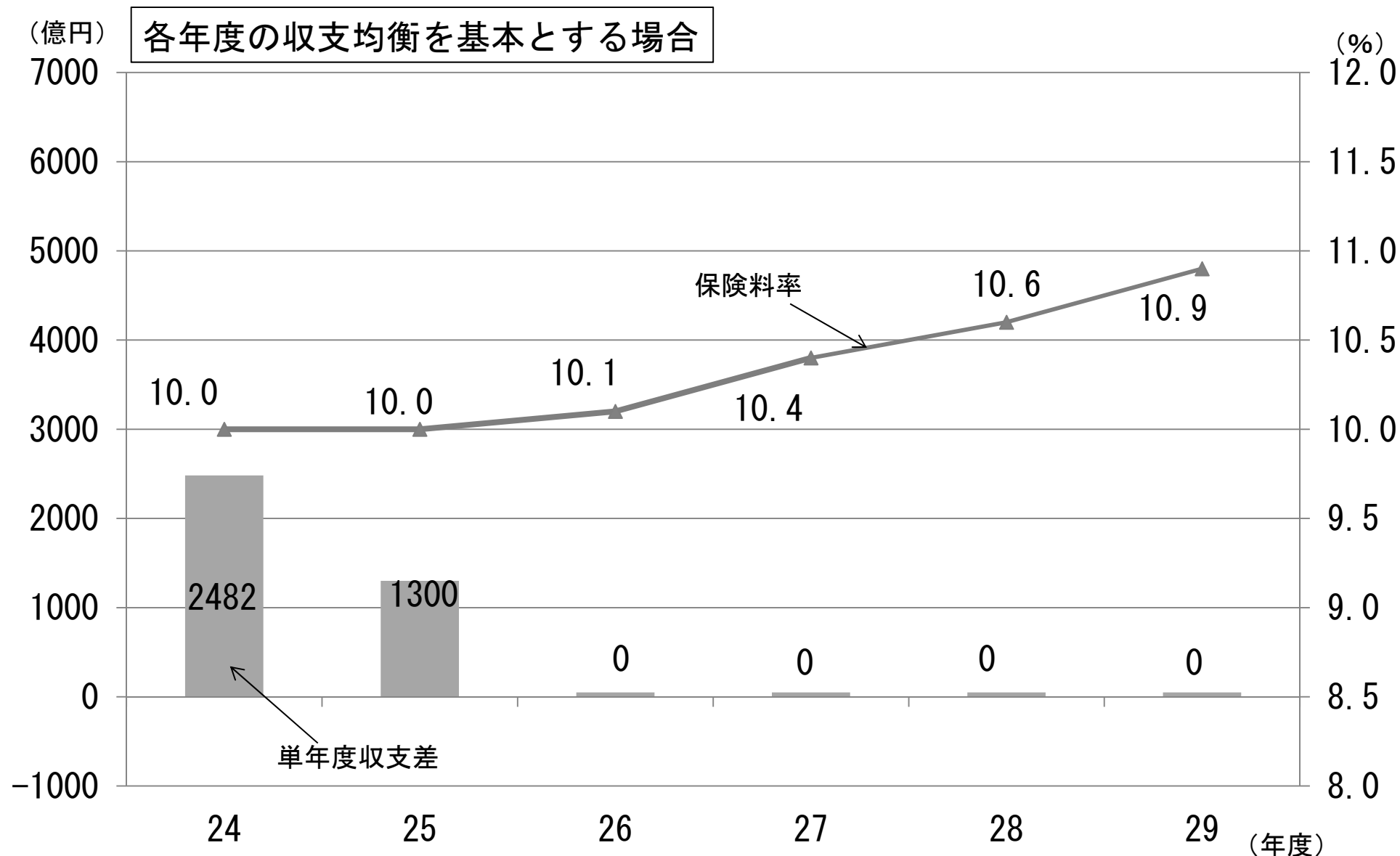
(注) 準備金(平成24年度決算見込み約4400億円)を取り崩さないとした場合の見通し。

協会けんぽの平成25年度～29年度の見通し (国庫補助率16.4%・1/3総報酬割)



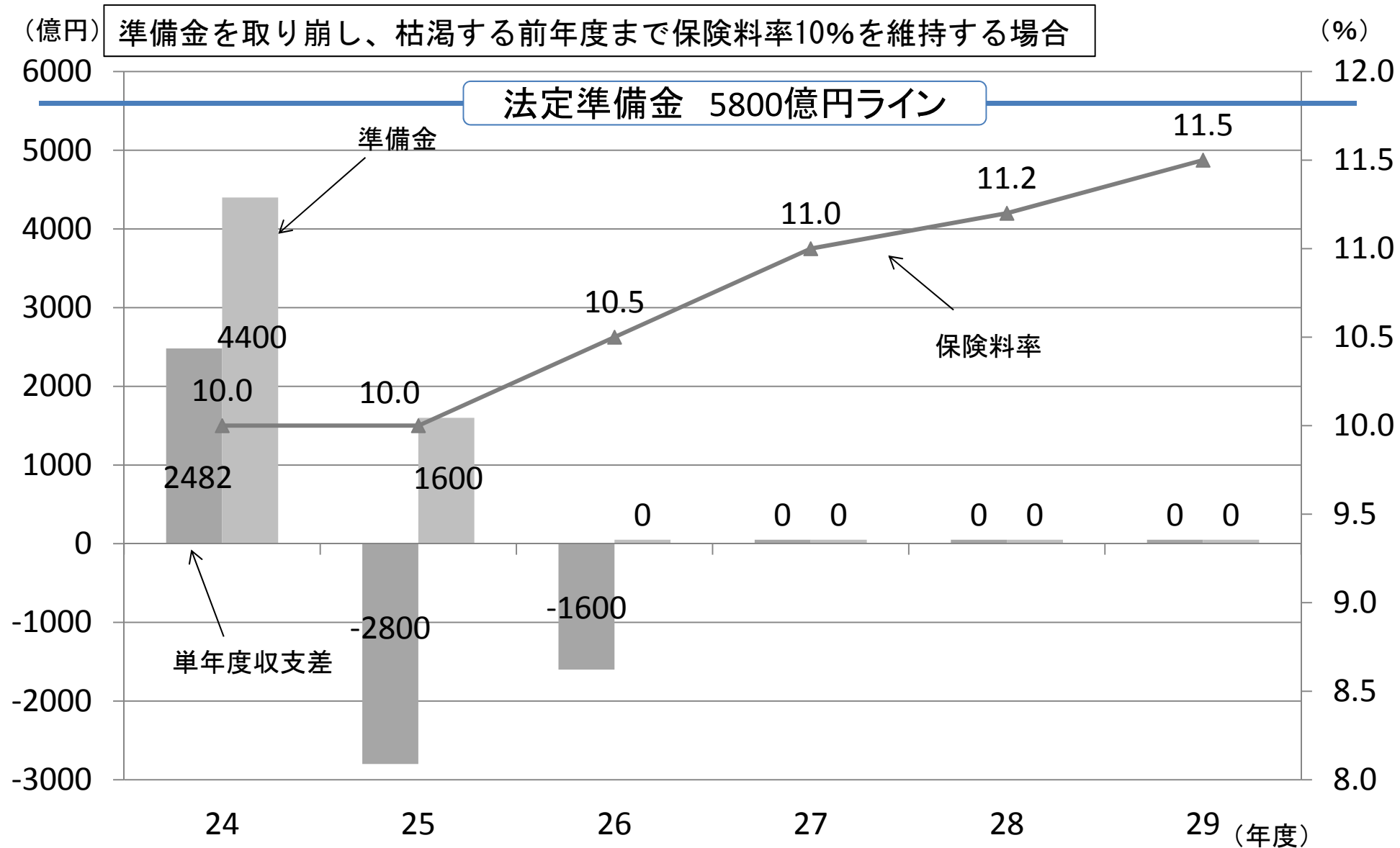
(注) 準備金(平成24年度決算見込み約4400億円)を取り崩さないとした場合の見通し。

協会けんぽの平成25年度～29年度の見通し (国庫補助20%・全面総報酬割)

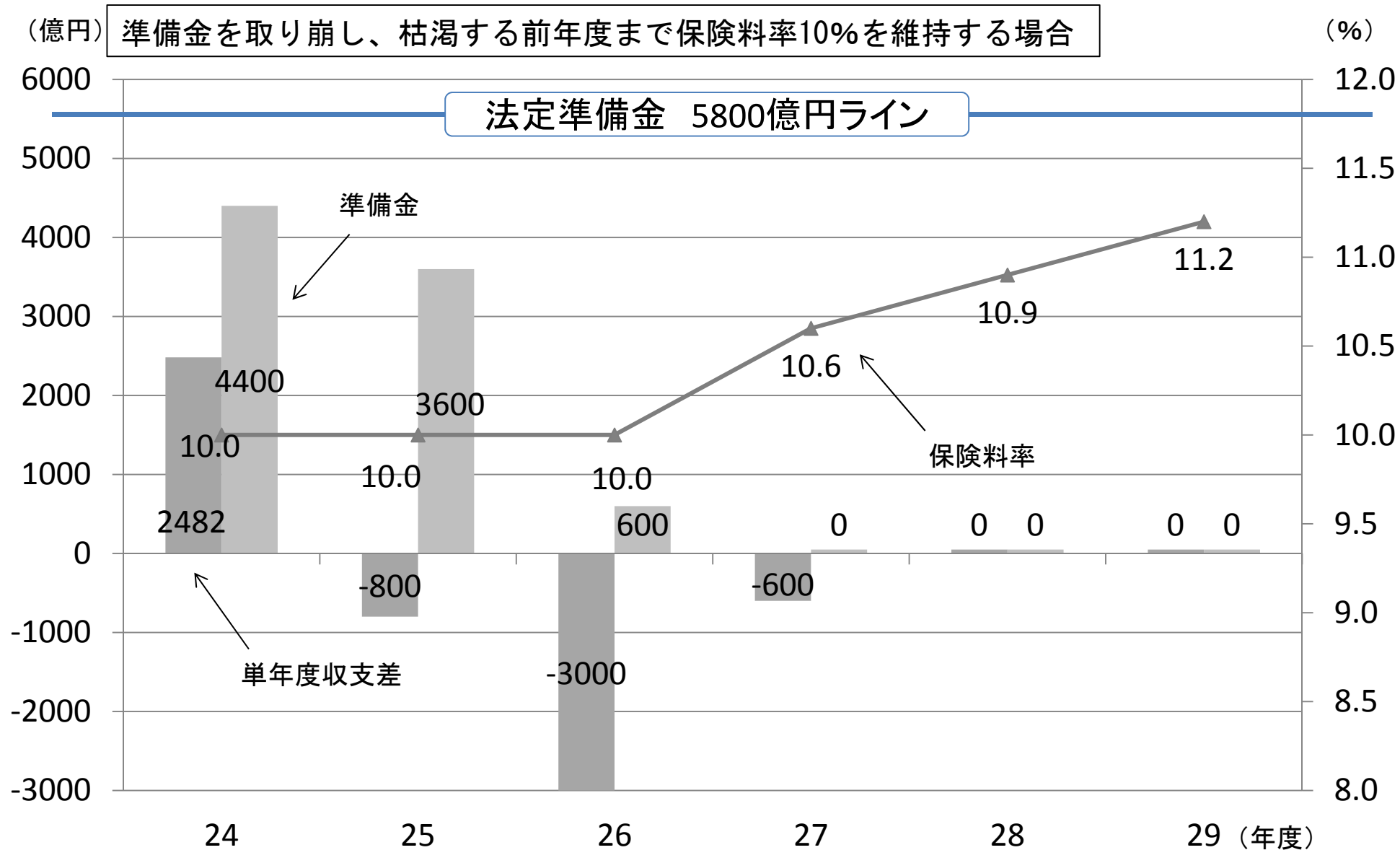


(注) 平成24年度決算見込みで生じた約4400億円の準備金については取り崩さず、平成25年度に生じた剰余金については、準備金としてさらに積み立てることを前提とした見通し。

協会けんぽの平成25年度～29年度の見通し (国庫補助率13%・加入者割)



協会けんぽの平成25年度～29年度の見通し (国庫補助率16.4%・1/3総報酬割)



協会けんぽの平成25年度～29年度の見通し (国庫補助率20%・全面総報酬割)

